

入札案件概要書

【 コンサル ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託	契約番号	33	
履行期間	令和 6 年 2 月 26 日～令和 6 年 3 月 22 日			
履行場所	海老名市 本郷 地内			
予定価格	金 1,200,100円 (税込)	金 1,091,000円 (税抜)		
参加条件	参加の地域要件	第3区分	地域要件は入札公告で確認してください。	
	指定業種	410 廃棄物処理の請負	細目	
			細目	
	手持契約件数制限	なし		
	低入札調査基準価格	予定価格の50% ----- 低入札調査基準価格については、入札告示「8 低価格入札による履行確認調査」を参照してください。		
	必要とする資格等	①産業廃棄物収集運搬業許可証 ----- ②産業廃棄物処分業許可証 ----- ----- -----		
その他の要件	※条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時に上記の資格等の写しをFAX送付するものとします。			
業務の概要	旧事務棟解体工事に伴い、建物内等に残置されている不用となった ----- 什器及び設備機器等の収集運搬及び処理を実施するもの。 ----- 詳細については、旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託仕様書を参照して下さい。 ----- 入札額に、消費税及び地方消費税額は含みません。 ----- 落札にあたっての契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税を加えた金額とします。 ----- ※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。			

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申込します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 33

件名 旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託

(高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010)

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認 (記入不要)		
地域	第3区分	
業種	410 廃棄物処理の請負	
評点		
その他	産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証	

入札書

令和6年2月19日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名

印
印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件 名	旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託											
金 額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
4. 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



委 任 状

令和 6 年 2 月 19 日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	33
契約件名	旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託
質 疑 内 容	

旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は旧事務棟解体工事に伴い、建物内等に残置されている不用となった什器及び設備機器等の収集運搬及び処分を実施するものである。

3 業務概要

(1) 業務名称：旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託

(2) 履行箇所：海老名市 本郷 地内

(3) 履行期間：令和6年2月26日から令和6年3月22日まで

※収集運搬の日時については、契約締結後、協議により決定するものとする。

4 業務内容

本業務は履行場所から搬出される産業廃棄物の収集運搬及び処分までを行うこと。

中間処理施設まで運搬し、中間処理施設内で分別処理後、適正に処分すること。

なお、運搬後、有価物になるようなものについては、適切に再資源化等の処理がなされる施設に搬入すること。

5 資格要件

本業務の受注者は、産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類）の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けていることを要件とし、許可証の写しを発注者へ提出すること。

なお、契約締結後に許可証の許可事項に変更や許可期限の更新があった場合には、その旨を発注者に書面で通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

6 現地確認

本業務の入札参加希望者は、現地の状況を把握するための現地確認ができるものとする。

現地確認を希望する場合については、あらかじめ担当部署（高座清掃施設組合 総務課 契約担当 TEL046-238-2094）への電話連絡により日時等の調整を行うこと。

7 一般事項

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める処理基準で行うものとし、また、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたって、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 処理困難と思われるものが発見された場合には、みだりに収集運搬等はせず、必ず発注者に報告し、対応について指示を仰ぐこと。

8 服務規律

- (1) 本業務従事者は、鍵の貸与を受けた場合、管理を徹底するとともに、本業務の遂行するために必要な場合に限って使用するものとし、複製はしないこと。
- (2) 本業務従事者は、履行場所が公共施設であることを十分認識し、礼儀正しく品行を慎み、第三者に対しても親切丁寧を旨とし、粗暴な言動があってはならない。
- (3) 本業務従事者は、作業に従事する際には必ず安全保護具等の着用を徹底すること。
また、作業車及び特殊工具等を使用する際は、周囲に声かけをしてから乗入れ及び使用するものとし、周囲の安全を最優先とすること。
- (4) 本業務従事者は、本業務に関係のない場所及び部屋へ立入りしないこと。
- (5) 本業務従事者は、業務中の飲酒、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。

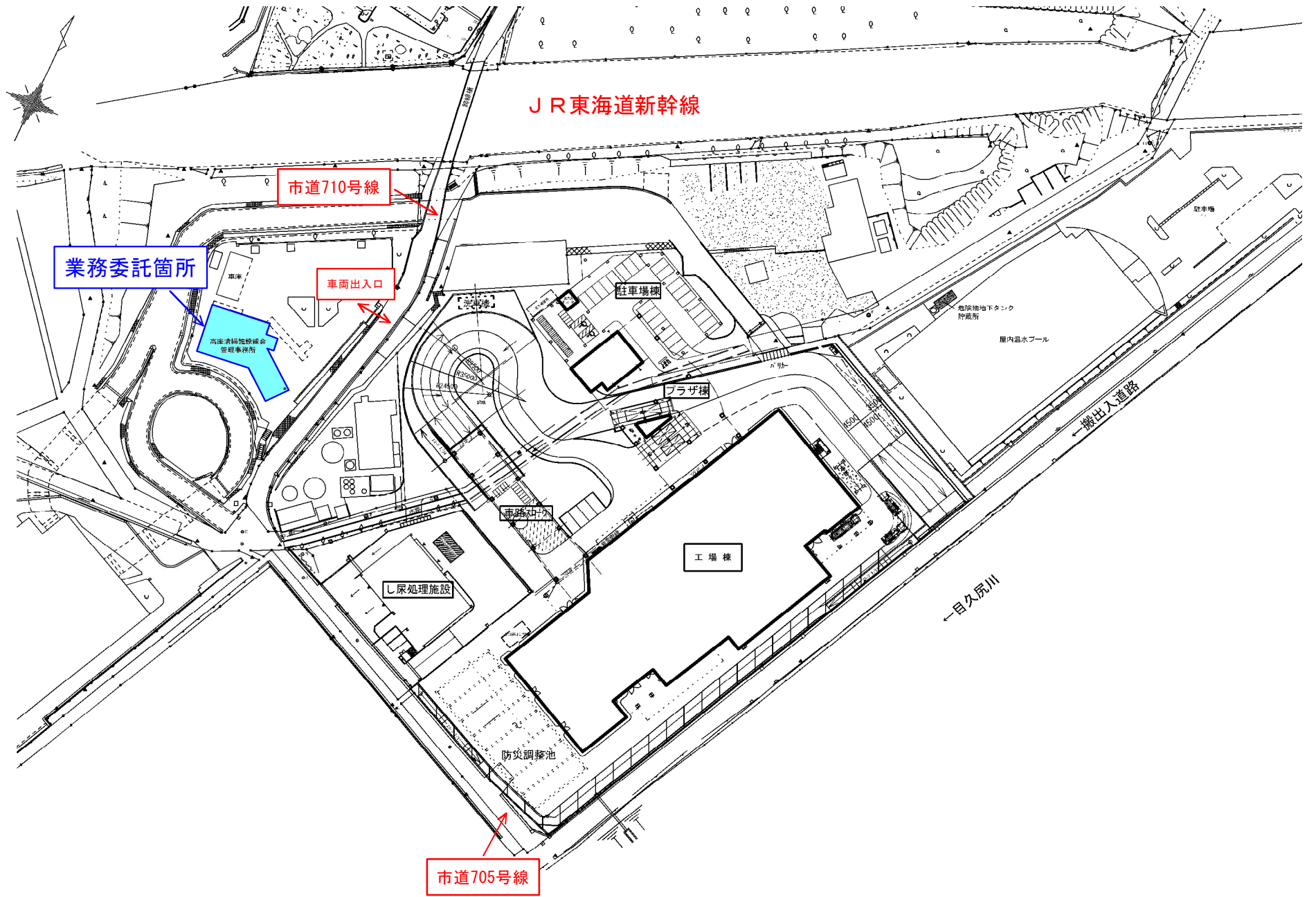
9 委託料の支払等

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了届、業務完了引渡書及び産業廃棄物管理表(マニフェスト)等の必要書類を発注者に提出し検査を受けるものとする。
(※産業廃棄物管理表(マニフェスト)の用紙代等は本委託費に含む)
- (2) 受注者は、前号による発注者の検査に合格した時は、委託料の請求ができる。
- (3) 発注者は、受注者から前号の規定により請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

10 特記事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書及び工程表等の必要書類を提出し発注者と打合せ協議を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、特殊な作業車両等を使用する場合には、業務計画書に資格証等を添付するものとする。
- (3) 受注者は、本業務において業務の履行状況が明確に分かる写真（積込み時と排出先、それぞれの場所で撮影すること）を収集運搬単位で撮影し発注者に提出すること。また、発注者側の指示に応じて必要な書類があれば提出すること。
- (4) 発注者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受注者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (5) 発注者は、受注者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。
- (6) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）は5年間保存するものとする。
- (7) 収集運搬に使用する車両については、可能な限り低公害かつ低燃費な車両を使用し、環境に配慮すること。
- (8) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、常に安全に留意した現場管理を行い、災害及び事故発生の防止に努めること。なお、万が一、災害及び事故等が発生した場合には、速やかにその内容を発注者に報告し、指示を受けるものとする。
- (9) 敷地内（履行場所）は全面禁煙であるため遵守すること。ただし、高座クリーンセンター内の喫煙所及び便所を使用することができるものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

委託箇所位置図



委託件名：旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託

別 紙

収集・運搬・処分に関する種類・予定数量					
品名・項目等		予定数量	単 価	金 額	備 考
①	金属くず 処分費	97 個	円	円	事務机・棚・ロッカー等
②	椅 子 処分費	76 脚	円	円	パイプ椅子 パイプ丸椅子 オフィスチェア オフィスボスチェア 事務椅子
③	木 く ず 処分費	29 台	円	円	木製机（金属部含む）
④	金属くず 処分費	3 台	円	円	金庫（2階）
⑤	金属くず 処分費	1 台	円	円	解体物（電話交換機）
⑥	金属くず 処分費	3.6 m ³	円	円	金属類
⑦	廃プラ類 処分費	2.1 m ³	円	円	不燃混合物
⑧	特別作業費（撤去・処分）	人	円	円	・クーラー配管 ・掲示板 （コンクリート面切断） ・カーブミラー （地面切断） ・貯水槽解体 （ 9 m ³ ）
⑨	現場管理費	日	円	円	
⑩	収集運搬費	台	円	円	
⑪	運出し費	1 式		円	
⑫	諸経費	1 式		円	
⑬	有価物	3,200 kg	▲ 円	▲ 円	鉄くず類
業 務 費 計				円	← 入札額
消費税相当額				円	
業務委託費				円	

入札額については、有価物として引取られる項目⑬を差引いた金額とします。

収集・運搬・処分に関する品名・項目等

① 金属くず



① 金属くず



① 金属くず



① 金属くず



① 金属くず



② 椅子



収集・運搬・処分に関する品名・項目等

② 椅子

※画像内の傘立てについては⑥金属くずに含む



② 椅子



③ 木くず



③ 木くず



④ 金属くず



④ 金属くず



収集・運搬・処分に関する品名・項目等

⑤ 金属くず



⑥ 金属くず (金属類)



⑦ 廃プラ類 (不燃混合物)



⑧ 特別作業 (クーラー配管)



⑧ 特別作業 (掲示板)



⑧ 特別作業 (カーブミラー)



収集・運搬・処分に関する品名・項目等

⑧ 特別作業（貯水槽）



以下余白

※本現地写真については、品名・品目等を確認するため参考として示すものです。

現地確認を希望する場合には、「旧事務棟解体工事に伴う産業廃棄物等処理業務委託仕様書 6 現地確認」の記載内容をご確認のうえ、必要な手続きを実施してください。